

「LEC 工藤の合格レスキュー2012社会保険編」テキストから
第44回本試験【選択式】健保法の出題が**論点的中** しました !!



LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

工藤の合格レスキュー 社会保険編 P. 9 (RM12302)

[協会管掌健康保険]

範囲：1,000分の30から1,000分の120

※ 支部被保険者を単位として協会が決定



都道府県単位保険料率

工藤の合格レスキュー 社会保険編 P. 12 (RM12302)

(3)厚生労働大臣による都道府県単位保険料率の変更

- ① 厚生労働大臣による都道府県単位保険料率の変更の認可申請命令

厚生労働大臣

健康保険事業の収支の均衡を図る上で不適當で、健全な運営に支障があると認めるとき

的中!

本試験出題はこうでした!

選択式〔問6〕 健康保険法の1

全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、**A ①1000分の30から1000分の120**の範囲内において、都道府県に設置した各支部の被保険者を単位として **B ⑩全国健康保険協会**が決定する。

選択式〔問6〕 健康保険法の2

厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における **D ⑦健康保険事業の収支の均衡**を図る上で不適當であり、全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の健全な運営に支障があると認めるときは、全国健康保険協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更を申請すべきことを命ずることができる。厚生労働大臣は、全国健康保険協会が上記の期間内に申請しないときは、**E ⑩社会保障審議会**の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。